

2019年10月29日

## ターム物 RFR 金利（スワップ）の参考値の算出・公表主体の募集について

「日本円金利指標に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」）が、本年7月2日に公表した「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」<sup>1</sup>（以下、「市中協議文書」）では、日本円 OIS に関する市場データにもとづき構築するターム物 RFR 金利（以下、「ターム物 RFR 金利（スワップ）」）の算出・公表について、参考値の算出・公表（フェーズ1）、確定値の算出・公表（フェーズ2）と、段階的な対応を図ることが適当と整理しています。

フェーズ1では、各種金融商品・取引等の契約で実際に参照することを前提としない参考値の算出・公表を行うこととしています。

他方、フェーズ2では、円 LIBOR に代替し得る金利指標の一つとして、各契約で実際に参照することを前提とした確定値の算出・公表を行うこととしているため、金融商品取引法等で定められた特定金融指標<sup>2</sup>や特定金融指標算出者<sup>3</sup>として指定された場合に求められる要件を満たすための体制整備等が必要となると考えられます<sup>4</sup>。

検討委員会は、こうした市中協議文書で示した内容を前提に、今般、下記のとおり、将来的にターム物 RFR 金利（スワップ）の運営機関となることを想定している先で、差し当たりフェーズ1の参考値の算出・公表を行う先を広く公募することとしました。

## 記

### 1. 応募要項

- (1) ターム物 RFR 金利（スワップ）の参考値の算出・公表にあたり、市中協議文書（市中協議結果をふまえた検討取りまとめの公表後においては、当該取りまとめ）で示した方針や要件を尊重すること。

<sup>1</sup> 以下のリンクをご参照ください。

[http://www.boj.or.jp/paym/market/jpy\\_cmte/index.htm/](http://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmte/index.htm/)

<sup>2</sup> 現在 TIBOR が指定されています。

<sup>3</sup> 現在全銀協 TIBOR 運営機関が指定されています。

<sup>4</sup> LIBOR は国際的に利用されている金利指標であることを踏まえ、ターム物 RFR 金利（スワップ）についても、欧州域内で利用されるために、欧州ベンチマーク規制の要件を満たす必要があると考えられます。

(2) 検討委員会に対し、以下の事項を含む資料を提出すること<sup>5</sup>。

<会社概要等>

- ・ 会社概要
- ・ 事業概要
- ・ 財務状況

<本邦における運営体制>

- ・ 指標の算出・公表の運営体制（人員、事務・システム等）の見込み
  - 既に金融指標の算出・公表実績がある場合はその運営体制を例に説明
  - （可能であれば）将来的に確定値を公表する場合の運営体制（法令等順守態勢<sup>6</sup>や費用負担を含む）
- ・ 安定的な指標の算出・公表を継続するための運営体制・具体的方策等<sup>7</sup>
  - 特定金融指標の算出業務の休止または廃止が市場に与える影響に鑑み、業務移転の勧告について規定している金融商品取引法第 156 条の 91 の趣旨を踏まえること
- ・ 業務継続体制
  - 災害・システム障害時等における対応
- ・ 情報管理体制
  - 社内規程の整備方針等（特に、利益相反の防止策）

<その他の事項>

- ・ 市中協議文書の内容を前提に、データ提供者<sup>8</sup>とのデータ授受や指標の算出事務、指標の公表事務、指標の品質管理その他に関する具体的な提案事項（該当するものがある場合）
- ・ その他、ターム物 RFR 金利（スワップ）の構築に関する要望事項（該当するものがある場合）

<sup>5</sup> 具体的な提出資料の内容や提出のタイミング等については、改めてご連絡します。

<sup>6</sup> 指標の算出・公表にかかるガバナンス体制や、（指標の算出・公表にあたって業務委託を行うことを想定している場合には、）当該業務委託先の運営体制および当該業務委託先への監督体制等も含まれます。

<sup>7</sup> 評価にあたっては、本邦監督当局とのコミュニケーションや本邦における運営拠点の設置に対する見解も勘案します。

<sup>8</sup> 日本円 OIS の専門仲介業者であるブローカーです。

(3) (2) の内容に虚偽または不正が含まれていないこと。

(4) 応募または参考値の算出・公表の過程で知り得た非公表情報を、検討委員会およびその他の情報提供者の許可なくして第三者に漏らさないこと。

## 2. 選定プロセス（概要）

応募先にかかる評価は、1. (2) の資料に基づいて行われるプレゼンテーション内容<sup>9</sup>等に鑑み、データ提供者や運営機関の監督当局の考え方を踏まえたうえで、ターム物 RFR 金利タスクフォース（以下、「タスクフォース」）<sup>10</sup>において行われます。

検討委員会では、選定プロセスの透明性確保の観点から、タスクフォースより、評価の根拠等について、説明を受けたうえで、検討委員会としての議論および評価を行う予定です。

## 3. 応募方法

応募を希望される先は、以下の要領でご連絡ください（事務局から折り返しご連絡の上、1. (2) の説明の実施スケジュール等について調整させていただきます）。

また、応募を検討するにあたり、ご不明点がある場合やタスクフォース関係者との事前の意見交換を希望される場合も、以下の宛先までご連絡ください。

宛 先：[post.fmd33@boj.or.jp](mailto:post.fmd33@boj.or.jp)

検討委員会・事務局（日本銀行金融市場局市場企画課）

記載事項：ご連絡窓口となる方（複数可）の（1）所属法人・団体名、（2）部署名、  
（3）ご氏名、（4）メールアドレスおよび電話番号

募集期間：随時<sup>11</sup>

以 上

<sup>9</sup> 英国においても同様の取り組みが行われています。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.bankofengland.co.uk/markets/transition-to-sterling-risk-free-rates-from-libor>

<sup>10</sup> タスクフォースは、ターム物 RFR 金利の算出・公表主体に対して実務的なサポートを行う新たな検討組織として、8月28日に設立されました。詳細については、以下のリンクをご参照ください。

「ターム物 RFR 金利タスクフォース」の設立等について」（2019年7月30日公表）

[http://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2019/rel190730b.pdf](http://www.boj.or.jp/announcements/release_2019/rel190730b.pdf)

「ターム物 RFR 金利タスクフォース」の設立および第1回会合の開催について」（2019年8月28日公表）

[http://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2019/rel190828a.pdf](http://www.boj.or.jp/announcements/release_2019/rel190828a.pdf)

<sup>11</sup> 現時点で募集期間の終了日は定めておりませんが、検討委員会が算出・公表主体を選定した場合には、募集を締め切ることとします。また、これ以外の場合であっても、必要に応じて募集を締め切る可能性があります。募集を締め切る場合には、事前に日本銀行ホームページにてお知らせすることとします。